

アスベストに関しての
よくある質問に。

岡山県からの
12の回答です。

詳しくは
裏面を
ご覧ください

知っていることが少ないほど
心配の種は膨らんでいく。

「吸い込んでいたら、ガンになるの?」、「子どもが通う学校で使われていると聞いたけど、大丈夫?」
など、など。アスベストが社会問題となって以来、本県にも数多くの問い合わせが寄せられています。
被害を防いだり、必要以上に不安にならないために、アスベストに関する正しい知識と理解が必要です。
だから、ちゃんと、キチンと。アスベストのコトを知りましょう。

アスベストに関する相談窓口・お問い合わせ先

労災補償の対象とならない健康被害者の救済制度に関すること

中国四国地方環境事務所 (086) 223-1577 岡山県医薬安全課 (086) 226-7339
各岡山県保健所、岡山市保健所、倉敷市保健所

労災補償、健康管理手帳、健康診断、 労働者の遺族の方の救済制度に関すること

岡山労働局 (086) 225-2013・2019
各労働基準監督署

健康被害に関すること

岡山県健康対策課 (086) 226-7328 各岡山県保健所、岡山市保健所、倉敷市保健所
岡山県医師会 (086) 272-3225 岡山労災病院 (086) 261-7810
平日14時～16時半

悪質リフォーム契約、クーリング・オフに関すること

岡山県消費生活センター (086) 226-0999

建設工事、建築物、建設リサイクルに関すること

岡山県技術管理課 (086) 226-7460 岡山県建築指導課 (086) 226-7499
岡山市建築指導課、倉敷市建築指導課、津山市建築住宅課、玉野市建築住宅課、
総社市都市計画課、新見市都市整備課
(社)岡山県建設業協会 (086) 225-4131 (社)岡山県建築士会 (086) 223-6671

環境、産業廃棄物に関すること

岡山県環境管理課 (086) 226-7302 岡山県循環型社会推進課 (086) 226-7308
各岡山県県民局環境課、岡山市環境保全課、岡山市産業廃棄物対策課、
倉敷市環境政策課、倉敷市産業廃棄物対策課、新見市生活環境課

H20.3 発行／岡山県アスベスト対策協議会 事務局／岡山県生活環境部環境管理課 TEL (086) 226-7302 FAX (086) 224-2147

岡山県のホームページ

<http://www.pref.okayama.jp/seikatsu/kankanri/taiki/asbest/index.html>

各種相談窓口、Q&A、国及び県の情報を掲載しています

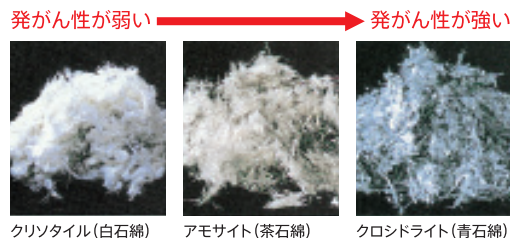
岡山県 アスベスト

検索

1

アスベストって何？

アスベスト(石綿)は、天然に産出する繊維状の鉱物で、クリソタイル(白石綿)、クロシドライト(青石綿)など6種類あり、その繊維は極めて細く(髪の毛の5,000分の1程度)、人の呼吸器から吸入すると悪性中皮腫や肺がんを起こす可能性があります。現在は、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が原則禁止されています。

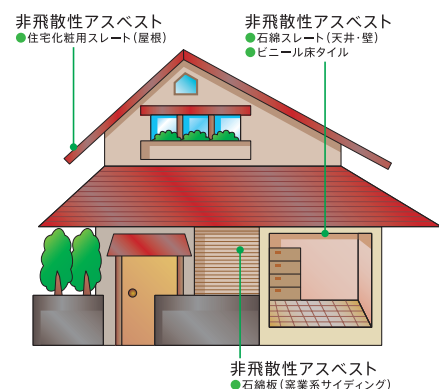


クリソタイル(白石綿) アモサイト(茶石綿) クロシドライト(青石綿)

2

アスベストはどこに使用されているの？

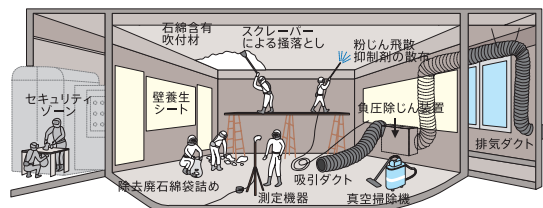
アスベストは、安く、丈夫で、熱や摩擦、酸にも強いので、耐火、断熱、防音等を目的として壁材などの材料に多く使用されました。飛散性の高い「吹付けアスベスト」は、戸建住宅には通常使用されていません。



4

除去工事でアスベストが飛散することはないの？

吹付けアスベストが使われている建築物の解体等には届出が義務づけられており、飛散防止の基準も設けられています。県等では、届出のあった工事への立入検査や法令講習会を実施し飛散防止対策の徹底を図っています。



石綿含有吹付け材除去作業概念図

5

除去工事等を行う労働者は大丈夫なの？

労働安全衛生法等により、建築物の解体等を行う場合は石綿の有無を調べ、有れば、作業計画等を労働基準監督署へ届けた上、石綿の飛散抑制及び保護具を労働者に着用させてから作業を行うことになっています。

3

自宅の建材にアスベストが使用されていても大丈夫？

アスベスト建材として、石綿スレートや石綿セメントサイディング等が一般の住宅に使用されていますが、これらは固化されており、通常の使用ではアスベストが飛散することはない、人体に影響はありません。



石綿含有住宅化粧用スレート(屋根) 石綿スレート(屋根・外壁) 石綿含有ビニール床タイル(床)

7

労働者がアスベストによる健康被害を受けたらどうなるの？

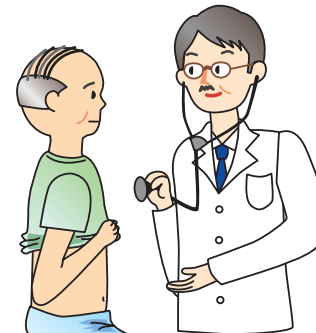
石綿ばく露作業に従事する(した)労働者が肺がんや中皮腫等を発症した場合、認定されれば労災補償を受けられます。また、一定の所見があるか石綿を取り扱った一定の作業歴があり健康管理手帳を持つ退職労働者は、半年ごとに無料で健康診断を受けられます。



8

アスベストに関する健康相談はどこにすればよいの？

石綿による疾病は15～50年後に発症します。保健所等の相談窓口を利用されるほか、石綿ばく露作業に従事された方で息切れやたんに血が混ざる等の症状が出た場合は、労災病院など専門機関での受診をお勧めします。



9

労災補償の対象とならない健康被害者等の救済制度ができています

対象となるのは、「石綿による中皮腫や肺がんを発症している方」と「これらの病気により平成18年3月26日以前に亡くなった方の遺族」で、認定を受ければ医療費等が給付されます。詳細は中国四国地方環境事務所または各保健所へ。

10

死亡された労働者の遺族で時効により労災補償が受けられない方の救済制度もできています

石綿ばく露作業により中皮腫や肺がん等を発症して平成13年3月26日以前に死亡した労働者の遺族で、時効により労災保険給付を受ける権利が消滅した方は、特別遺族給付金が支給されますが、請求は平成21年3月27日までとなっています。詳細は岡山労働局へ。

12

悪質リフォーム業者にご注意を！

高齢者を狙った悪質な訪問販売で「石綿が使われているので危険」などと住宅リフォーム契約を強引に結ばせる事例があります。「契約はすぐしない」、「独りで判断せず家族や公的機関に相談する」などを心掛けましょう。



11

増改築時に吹付けアスベスト除去等が義務づけられました

建築基準法の改正で、増改築時に吹付けアスベスト、石綿含有吹付けロックウールの除去等が義務づけられました。詳細は県建築指導課、岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、総社市、新見市の建築担当課へ。

上記以外の質問のある方は、表面下の「アスベストに関する相談窓口・お問い合わせ先」の各機関までお気軽にご相談ください。

6

廃棄物になったものはどうなっているの？

建築物の解体等に伴い発生するアスベストを含む廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた処理基準等に基づき、飛散防止を徹底するなどし、適正に処理することとされています。

